

鴻巣都市計画地区計画の変更(鴻巣市決定)

鴻巣都市計画原馬室地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日 平成23年1月21日

名 称	原馬室地区地区計画												
位 置	鴻巣市原馬室の一部												
面 積	約 7.5 ha												
地区計画の目標	<p>本地区は、JR鴻巣駅へ約1.4kmの距離に位置している。地区北側には原馬室・滝馬室土地区画整理事業地が接しており、宅地化が進行しているが、本地区については、旧暫定逆線引き地区であったため、市街化は抑制されている。</p> <p>このような状況の中、緑あふれる鴻巣らしさの創出に寄与するとともに、計画的で安全・安心なまちづくりを進めるため、地区計画の策定により、地区施設の配置、建築物の規制、誘導を推進し、良好な市街地の形成を目標とする。</p>												
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低中層住宅を中心とする土地利用を誘導し、良好な居住環境の形成に努める。											
	地区施設の整備の方針	都市計画道路整備により分断される道路を補完し、消防活動困難区域の解消、地区の骨格の形成などを目指した地区の主要区画道路を地区施設として整備する。											
	建築物等の整備の方針	目標とする土地利用にふさわしい街並みを形成し、良好な居住環境の形成を図り保全するため、建築物の用途制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の形態又は意匠の制限を定める。また、防災性の向上及び緑化推進を目的としたかき又はさくの構造の制限を定める。											
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	<p>以下の主要区画道路を地区施設と位置づける。なお、交差部には隅切りを設けるものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">区画道路1号 W=6.0m</td> <td style="width: 50%;">L = 約 100m</td> </tr> <tr> <td>区画道路2号 W=6.0m</td> <td>L = 約 166m</td> </tr> <tr> <td>区画道路3号 W=4.0m</td> <td>L = 約 181m</td> </tr> <tr> <td>区画道路4号 W=4.0m</td> <td>L = 約 46m</td> </tr> <tr> <td>区画道路5号 W=4.0m</td> <td>L = 約 50m</td> </tr> </table>	区画道路1号 W=6.0m	L = 約 100m	区画道路2号 W=6.0m	L = 約 166m	区画道路3号 W=4.0m	L = 約 181m	区画道路4号 W=4.0m	L = 約 46m	区画道路5号 W=4.0m	L = 約 50m
	区画道路1号 W=6.0m	L = 約 100m											
区画道路2号 W=6.0m	L = 約 166m												
区画道路3号 W=4.0m	L = 約 181m												
区画道路4号 W=4.0m	L = 約 46m												
区画道路5号 W=4.0m	L = 約 50m												
建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの〔ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く〕) 											

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の敷地面積の最低限度	<p>120 m²</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2. 当地区計画が決定される以前から当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する建築物の敷地面積の最低限度未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するもの 3. 国又は地方公共団体が行う事業による買収その他市長がやむを得ないと認める事情により、建築物の敷地面積の最低限度未満となった場合であって、土地の区画に変更を加えることなく建築物の敷地として使用するもの 4. 現に同一人が所有権を有している土地について、当該土地の面積（道路後退部分及び開発行為に伴う公共施設の面積を除く。）を120 m²以上ごとに分割して生じた100 m²以上の残地を一の敷地として使用するもの
		壁面位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区画道路1号及び2号の道路の中心線までの距離は、3.5m以上とする。 2. 区画道路4号の道路中心線までの距離は、2.5m以上とする。 3. 上記以外の区画道路の道路中心線までの距離は、3.0m以上とする。 <p>ただし、この距離の限度に満たない建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下である建築物の部分</p> <p>軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積が5 m²以内である物置及び20 m²以下である車庫</p>
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面後退区域のうち、道路の中心線から道路境界線（地区施設の区画道路として示す線を道路境界線を含む）との間の土地の区域においては、塀、門、広告物、看板、自動販売機等の交通の妨げとなる工作物、かき、さく及び植栽等を設置してはならない。（ただし、公益上必要なものはこの限りではない。）</p>
		建築物の形態又は意匠の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、まちなみに調和した落ち着いた色調とする。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線に面してかき又はさくを設置するときは、次に掲げるものとする。ただし、門柱及び門扉は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生垣 2. 道路面からの高さが概ね60 cm以下の基礎の上に植栽又は透視可能なフェンスを施したもので、合計の高さが1.2m以下のもの

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由：旧暫定逆線引き地区の市街化編入にあわせて、計画的で良好な市街地形成のため地区計画を定めるものである。